

平成20年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 12月8日(月曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
会期日程の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議会報告第11号 例月出納検査結果の報告について	3
議会報告第12号 請願の常任委員会付託報告について	3
議会報告第13号 諸般の報告について	4
議案第80号 町長専決処分について(平成20年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号))	4
議案第81号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第82号 「平成19年新潟県中越沖地震」に係る出雲崎町復興支援基金条例制定について	7
議案第83号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第84号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第85号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について	14
議案第86号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について	15
議案第87号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	15
議案第88号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	15
議案第89号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	15

予算審査特別委員の選任	2 3
予算審査特別委員会の正副委員長の互選	2 4
散 会	2 4

第2日 12月9日（火曜日）

議事日程	2 5
本日の会議に付した事件	2 5
出席議員	2 6
欠席議員	2 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	2 6
開 議	2 7
一般質問	2 7
宮 下 孝 幸 議員	2 7
田 辺 雅 巳 議員	3 2
田 中 元 議員	4 0
散 会	4 3

第3日 12月12日（金曜日）

議事日程	4 5
本日の会議に付した事件	4 5
出席議員	4 6
欠席議員	4 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	4 6
開 議	4 7
議事日程の報告	4 7
議案第81号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について	4 7
議案第82号 「平成19年新潟県中越沖地震」に係る出雲崎町復興支援基金条例制定について	4 7
議案第85号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について	4 7

議案第 8 3 号	出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	4 8
議案第 8 4 号	出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 8
請願第 8 号	介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願について	4 8
議案第 8 6 号	平成 2 0 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 5 号）について	5 1
議案第 8 7 号	平成 2 0 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	5 1
議案第 8 8 号	平成 2 0 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	5 1
議案第 8 9 号	平成 2 0 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	5 1
発議第 1 4 号	介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書について	5 3
発議第 1 5 号	道路整備財源の確保等に関する意見書について	5 4
	委員会の閉会中継続調査の件	5 5
	閉 会	5 6
	署 名	5 7

平成20年第6回（12月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 5日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
12月 8日	月	本会議第1日目（招集日）
9日	火	本会議第2日目（一般質問） 予算審査特別委員会
10日	水	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
11日	木	休 会（議案調査）
12日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(1 2 月 8 日)

平成20年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成20年12月8日(月曜日)午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第11号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第12号 請願の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第13号 諸般の報告について
- 第 6 議案第80号 町長専決処分について(平成20年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号))
- 第 7 議案第81号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第82号 「平成19年新潟県中越沖地震」に係る出雲崎町復興支援基金条例制定について
- 第 9 議案第83号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第84号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第85号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について
- 第12 議案第86号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について
- 第13 議案第87号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第14 議案第88号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第15 議案第89号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開会及び開議の宣告

- 議長（中川正弘） ただいまから平成20年第6回出雲崎町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

- 議長（中川正弘） 議会運営委員長から、12月2日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配りました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力をお願いします。
-

◎議事日程の報告

- 議長（中川正弘） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中川正弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番、山崎信義議員及び6番、中野勝正議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（中川正弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの5日間に決定しました。

◎議会報告第11号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（中川正弘） 日程第3、議会報告第11号 例月出納検査結果の報告について。
監査委員からお手元に配りましたとおり例月出納検査結果について報告がありました。
-

◎議会報告第12号 請願の常任委員会付託報告について

- 議長（中川正弘） 日程第4、議会報告第12号 請願の常任委員会付託報告について。
本定例会までに受理した請願については、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配りま

した請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第13号 諸般の報告について

○議長（中川正弘） 日程第5、議会報告第13号 諸般の報告を行います。

初めに、第52回町村議会議長全国大会について報告します。去る11月19日に東京NHKホールにおいて全国大会が開催され、出席してまいりました。お手元に配りましたとおり、特別決議2件を含む15件を決議し、内閣総理大臣ほか関係大臣へ要望活動の実施などが決定されましたので、報告いたします。

次に、議員派遣の結果について報告します。去る10月7日に実施された「小規模自治体における地域活性化事業などの取り組み調査について」及び11月17日に開催された「新潟県町村自治に関する研修会」について田中元議員から、また去る11月5日に開催された県町村議会議長・副議長・委員長研修会について田中政孝議員から、それぞれお手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、長岡地域広域行政組合議会について報告します。去る10月20日に長岡地域広域行政組合議会10月定例会が開催され、田中元議員とともに出席してまいりました。お手元に配りました報告書のとおり、平成19年度一般会計予算及び地方拠点基金事業特別会計の決算に係る議案1件が認定されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第80号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号））

○議長（中川正弘） 日程第6、議案第80号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第80号、一般会計補正予算の専決処分につきましては、土木費、教育費で急を要するものが発生したことに伴い、平成20年10月1日付で専決処分を行いましたので、ご説明申し上げます。

歳出、8款土木費では、街なみ環境整備事業におきまして、景観舗装のための取得用地に一部建物がかかっていたものを除去してもらうための建物の物件補償料の計上、組替え補正であります。

10款教育費、3項中学校費では、出雲崎中学校吹奏楽部が11月29日東京で行われました「TBSこども音楽コンクール東日本優秀演奏発表会」へ参加いたしました。その参加助成金を、また4項社会教育費では、文科省委託事業の学校支援地域本部事業の採択に伴い、本町においても小中学

校支援地域本部を設置し、地域に根差した教育の推進ということで、地域と学校の調整役としてコーディネーターの配置、子ども支援実行委員会の設置などこれらにかかわる関係予算を計上いたしました。

歳入におきましては、関連する県支出金、繰越金を追加計上いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額119万3,000円を追加し、予算総額を33億6,808万2,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳出、205ページをお願いいたします。町長の説明のとおりでございますが、木折町地内の建物除去の物件補償料の計上であります。助成金からの組替えというふうなことでございます。

続いて中学校費、これは先ほどのとおり、町長の説明のとおり、11月29日に大会に出場されたというふうなものの助成金でございます。

続いて、206ページでございます。この事業につきましては、全額国の委託金というふうなことで、間接補助になってございます。地域とともに学校をというふうなことで、地域からの支援というふうなことで、社会教育費での計上というふうなことになっております。ことしは10月からのスタートで、事業期間6カ月というふうなことで既にスタートをしておりますが、20、21、22と3カ年事業というふうなことでございます。地域と学校との連絡調整というふうなコーディネーターの設置、委員会の設置、あとその委員会にはPTA、学校職員、後援会、評議員の方々一堂にというようなことで委員会設置しております。具体的には、例えば学校の何コースかに分けた遠足、町内で小木之城方面に向かわれて、現地にというか、町内の方を案内人にというふうなことで、地域の方々とともにというふうな、そういうふうな部分での事業というふうなことになってございます。

よろしくをお願いいたします。補足説明は以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） わからないのでちょっとお聞きしたいのですが、206ページ、社会教育総務費の補償費のところなのですが、学校支援地域本部事業コーディネーターの謝礼もしくは実行委員会報償ということなのですが、これについて人数等1人当たり幾らになるのか、もしわかりましたら聞かせていただきたいというふうに思っておりますが。

○議長（中川正弘） 報償費ですね。

○4番（田辺雅巳） はい、報償費。

○議長（中川正弘） 教育課長。

○教育課長（田中秀和） では、お答えします。

コーディネーターは1人を今お願いしております。それで、数字的に単価1時間当たり1,200円と
いうことで、総額で約40万円の予算計上しております。

そのほかに委員会でございますけれども、事務局入れて16名の委員会組織で考えております。1
回当たり1人5,000円の謝礼を考えております。

以上です。

○議長（中川正弘） 田辺議員、よろしいですか。

○4番（田辺雅巳） はい。

○議長（中川正弘） ほかにありますか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第39条第3項の規定によ
り委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第80号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり承認されました。

◎議案第81号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第7、議案第81号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定についてを
議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第81号につきましてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日既に公布されております。町税条例につきましても4月30日に専決処分をし、6月定例会で議決をいただいておりますが、その際今回の改正部分の第22条の7、寄附金税額控除につきましては、あくまでも県または市町村の判断ということで規定しておりませんでした。このたび県が条例化することに合わせて、本町におきましても町県民税を一括徴収していることもありますので、規定をするものであります。同様に39条の改正につきましても、公益法人制度改革に伴い、県の条例化に合わせて規定するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第81号につきまして説明をさせていただきます。

資料の新旧対照表の1ページから3ページをご覧くださいと思います。町長の提案理由の説明のとおり、既に法律は公布されておりますが、条例を専決処分するときに第22条の7の寄附金控除額はこの段階では県は条例化せず、市町村の判断に任せるとしておりましたが、税条例27条第2項で個人の県民税は町民税にあわせて賦課徴収しております。県が12月の議会に上程するという情報をいただきましたので、県に合わせて第1項の第3号から第12号までを加えさせていただきました。

第39条につきましても、専決処分の段階で第1項第4号の民法第34条の「公益法人」を「公益社団法人及び公益財団法人」に改正しましたが、これにより、改正前に減免対象となっていた第34条の公益法人が行政長の認定を受けない限り、また行政長の認定を受けることができる法人が限定されて、平成20年12月1日以降減免の適用対象にならない場合が出るため、第5号で「一般社団法人又は一般財団法人」を追加し、附則第15条で規定をさせていただきました。同様に県条例の改正に合わせて提出するものです。

以上です。お願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第81号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第82号 「平成19年新潟県中越沖地震」に係る出雲崎町復興支援基金
条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第8、議案第82号 「平成19年新潟県中越沖地震」に係る出雲崎町復興支

援基金条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第82号につきましてご説明を申し上げます。

ちょうど1年前になりますが、東京電力から中越沖地震で被災した市町村の復興支援ということで県へ30億円の寄附がありましたが、県はこの一部を中越沖地震復興補助金として被災5市町村に事業費配分をするための交付要綱を本年制定いたしました。本町も事業費配分額に対する申請をしておりますが、事業実施に当たり複数年にまたがるものがありますので、一度基金で受け入れ、該当事業に充当していくための基金設置であります。

このたびの基金設置条例につきましては、第2条、基金の額を事業費配分額の3,000万円とし、第6条、処分におきましては該当対象事業を定めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案第86号の一般会計補正予算で関連をお願いすることになりますが、県との協議によりまして、9月定例会の一般会計補正予算の補足説明でも申し上げさせていただきましたが、知事の査定を受けまして、当町の場合4事業について採択をされております。県から補助金3,000万円を一度基金に積み立てたしまして、本年度事業、さらには来年度以降の事業に基金を取り崩して充当していくというふうなものでございます。この事業は、当然県からの100%の補助金事業というふうなことになります。

対象事業につきましては、今回の条例第6条第1号の被災者の生活安定支援事業というふうなことで、これは簡水、特生排、農集排、下水道の施設につきまして、昨年の地震で大きく被災いたしました、復旧に補助金、起債、一般財源で対応しておりますが、復旧に係る起債の償還金が全額実は交付税措置されるわけではないというふうなことで、将来的に起債の元利償還金が発生することによりまして、はね返りが憂慮されるというふうなことで、それを緩和するために災害関係の借入金の元利償還金2割までをこの事業で充当を認めるというふうなものでございます。これにつきましては、当然複数年、20年だけでは済みませんので、複数年にわたりまして基金から充当していくというふうなことになります。

次に、第2号の被災地域の活性化対策事業、振興対策事業というふうなことについてのものがございます。これは3事業が認められております。1つは9月補正でお願いをいたしました、11月1日から東京の新宿住友ホールで行われました良寛生誕250周年を記念した遺墨展の開催に係る補助金、これ300万円の財源として充当というふうなものと、これも11月に新団地の植樹祭行いました

が、釜谷梅の振興というふうなことで、今後本年も含めまして複数年にわたり釜谷の梅栽培への助成の財源として認められております。

最後に、去年の地震で酪農組合、これも地震で大きな被害を受けておりますが、今後の経営基盤の安定のためにというふうなことで補助金が認められております。この酪農関係は、これは本年のみと、良寛遺墨展もこれは本年のみの単年の助成になりますが、一度基金に積み立てをして、また取り崩すというふうな補助金の流れというふうなことになるかと思えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 私は、基本的には3条の2、問題なのは有利な有価証券という問題であります。3,000万円のうちのどのくらい有価証券使うのかちょっとわかりませんが、6条の1、2、被災者の生活支援事業に使うという形で、ほかにもありますが、この有利な有価証券を利息減らないのにある程度資金を確保しておこうということだと思いますが、私はこの有価証券というのはやっぱり変動がちょっとあるものですから、もし消失した場合どうするのかという問題があります。そこら辺どういうふうに認識されているのか。さっき言いましたどのくらいの有価証券を買うのか。もしそれ補てんが出た場合、赤字が、マイナスとなった場合どうするのか、それをちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 実際資金の流れといたしましては、予算通過後一度基金にというふうな形で基金に積み立てをいたしまして、多分今の流れですと3月の定例会で取り崩してそれぞれの事業の財源に一部を充てるというふうなことになります。期間が短いので、当然今年度は元本保証の定期というふうなことで積むのです。定期の形になると思えます。あと額的に少ないので、有価証券にかえてというふうな話もありますけれども、大体このくらいですと定期預金で持っているケースが今までほとんどではないかなというふうなことになりますので、とりあえず今のところ有価証券にというふうな形は考えておりません。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） そうすれば定期にすることですね。はい、わかりました。

それで、どのくらいの金額。一応全部預かっておく。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 実際3,000万円ですが、例えば先ほど良寛記念館の関係、3月までは一応3,000万円積んで、3月の時点で取り崩して、例えば300万円の良寛記念館の遺墨展分を財源として繰り出したりというふうなことで、必要な部分をそこで取り崩して、また翌年度残った部分を定期で積んで、また必要な部分を取り崩すと、そんな繰り返しになるかと思えます。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第82号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第83号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第83号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第83号につきましてご説明を申し上げます。

来年1月に産科医療補償制度が創設されることに伴い、出産育児一時金について同制度に加入している分娩機関で出産した場合は、現行の40万円に3万円を加算し、43万円としたいというものがあります。

産科医療補償制度は、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として創設されるもので、通常の妊娠、分娩時の事故で赤ちゃんが脳性麻痺となった場合に、医師の過失に関係なく補償される制度になります。同制度に加入している分娩機関では、妊産婦に1分娩当たり3万円の保険料を出産費用に上乗せし請求することから、相当額を医療保険で手当てできるよう改正するものであります。

なお、国では、健康保険法施行令の一部を改正し、同様の措置を講じております。また、この条例改正につきましては、12月1日に開催した町国民健康保険運営協議会においてご承認をいただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） それでは、今ほどの国保条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

資料のほうで添付しております4ページ、改正条例の新旧対照表で説明をさせていただきます。現行条例の第6条におきまして、出産育児一時金の額を40万円と定めているところがございますが、同条第1項にただし書きを加えまして、3万円を上限として加算したいというものです。

新条例におきましては、健康保険法施行令第36条の規定を勘案するというふうになっておりますが、同条は産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合は3万円を加算するという

規定になっておりまして、去る12月5日に政令が改正されております。また、「規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算する。」というふうな条項を加えますが、新たに定める規則では、対象となります出産及び加算する額を3万円とすることを規定することとしております。

対象となります出産の詳細につきましては、厚生労働省令の基準によりますが、具体的には出生体重2,000グラム以上かつ在胎週数33週以上の出産で、出産事故によりまして脳性麻痺にかかり、身体障害者等級1、2級程度の重症者となった者等が対象となるというふうになっております。

なお、本町の国民健康保険におきますこれまでの出産育児一時金の対象者ですが、平成18年度は7人、昨年19年度は3人、本年度は11月までが3人で、年度末までもう二、三人の出産が見込まれると思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第83号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第84号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第10、議案第84号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第84号につきましてご説明を申し上げます。

市町村合併により、当町は平成18年1月から廃棄物処理事務を長岡市に事務委託しております。また、本年4月から長岡市も当町と同じくごみの有料化を実施しており、またその際に旧与板町、和島村、寺泊町地区のし尿くみ取り手数料については、10リットルごとに70円に改定しております。中之島クリーンセンターは、来年3月でごみ処理業務は終了となりますが、し尿処理業務はそのまま継続されることになり、同一処理区域内のし尿くみ取り料金の整合性をとるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第84号につきまして説明をさせていただきます。

今回の改正は、トイレがくみ取り式のご家庭等が対象になりますが、現在中之島クリーンセンタ

一を利用しているのは、長岡市の与板、和島、寺泊、中之島、栃尾、それに出雲崎町になります。社会情勢をかんがみても、また同じ処理区域の中ですので、10リットルごとに55円から70円の料金改定は整合性をとる意味合いからご理解をいただきたく、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（中川正弘）　こりから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳）　私は、基本的には反対する立場なのですが、そこでちょっとお聞きしたいと思います。

社会情勢と言われました。それでもって整合性をとる必要があるということなのですが、これは全体でどのぐらいの収入になるのか、それも1つ聞かせていただきたいと思います。

それともう一つは、広域連合で決まったのかどうか。委託業務ですから、そこら辺どうなっているかちょっとわかりませんが、一応そこら辺。

とりあえず2つ聞かせていただきたいと思います。

○議長（中川正弘）　町民課長。

○町民課長（徳永孝一）　広域連合とはちょっと関係はありませんので、よろしく願いいたします。

それから、ちょっと私今全体の予算、決算の関係ちょっとすぐ今出てこないのですけども、ただこれし尿くみ取り、それから運搬です。業者のほうからし尿くみ取り、運搬をしていただいて、それは全部業者に今歳出で払う形になっておりますので、その向きだけ。だから、町にとってはプラス・マイナスは全然なくて、全部くみ取りのお金をいただいたものは全部業者さんに行くという形になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘）　4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳）　私は、今先ほど言われた社会情勢の問題で、サブプライム問題から社会不況になってくる中で、あえてこの時期にくみ取りをわざわざ住民負担を押しつけるというのはやっぱり無謀だと思っています。そこら辺どう思っているのか1つお聞きしたいと思っております。

それと、もしくみ取り、運搬がその分だけ上げてもらうということであれば、本当はどのくらい上がるのかということで計算してもらえれば、その分は町で負担するべきではないかというふうに思っております。その点について答弁お願いいたします。

○議長（中川正弘）　町民課長。

○町民課長（徳永孝一）　社会情勢と言ったのはちょっとあれかもわかりませんが、この時期ということは、先ほどからご説明をいたしておりますように、既にもう4月からごみの有料化に長岡市も私ども出雲崎町もなっておりますが、ごみの関係におきましても長岡市に準じた形でいろいろ規定をさせていただいております。それから、中之島クリーンセンターが先ほどもお話ししましたように本年度でごみ処理の関係を業務を終了してし尿処理だけになります。この時期がちょうどタイム

リーといたしますか、ちょうどやっぱり決めさせてもらうのにはいい時期ではないかなと、こう思いますし、それからし尿くみ取り運搬料等につきましても、いろいろ各市町村このほかにも調べさせていただきまされたけれども、金額的にも妥当ではないかなということで決めさせていただいた次第ですので、よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 長岡市に学ぶという点で、長岡市は長岡市であって、出雲崎町は出雲崎町という立場で、広域圏でそういうように決まってしまうとある程度私は反対することはあるかもしれないけれども、それはやぶさかではない。

しかし、長岡市に学ぶですから、決まったわけではない。だから、出雲崎町は出雲崎町で独自で運営というか、もしどうしても必要であればその分だけ町の予算の中で使えばいいというふうに思います。そこら辺どうなのか。

それで最後で、お願いいたします。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） これは、あくまでもし尿をくみ取って運搬する料金です。中之島で処理する料金につきましては、私ども町で負担して、長岡市にお支払いをしているということですので、あくまでもし尿処理の料金が全部これ55円から70円に変わるということではありませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（中川正弘） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） 旧と新の違いなのですが、旧のほうが10リットルを超える1リットルごとというふうに明示されておりますし、それが新になった場合は10リットルを超えるごとということなのですが、やっぱりわかりがいいのは「ごとに」があったほうがいいように感じますが、その辺どうなのでしょう。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） この1リットルごとというのは、昨年の12月の議会で表記がちょっとわかりやすいようにということで規定をさせていただいたものなのですが、実際には実態と合わないで、1リットルごとになかなか検針といいますか、はかることは難しいということで10リットルごとということで、ほかの長岡市さんなんかもやっぱり10リットルごとということで規定させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第84号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第85号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について

○議長（中川正弘） 日程第11、議案第85号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第85号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの協定書の変更につきましては、見附市で相互利用施設の拡大に伴う変更1件、新規追加8件、長岡市の厚生会館の廃止に伴う削除1件で、合わせて10件について変更を行うものであります。

適用日につきまして、長岡市厚生会館につきましては条例廃止日の平成21年1月12日をもって削除し、見附市関係の施設につきましては平成21年4月1日から適用するものであります。このために、協定書の変更につきましては、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、若干の補足説明をさせていただきます。

見附市で追加する拡充施設につきましては、新旧対照表に載せてございますとおり、今まで見附運動公園では野球場だけでありましたが、このたび運動公園全体の施設が対象になるというものでありまして、野球場のほかにテニスコート、多目的グラウンドが利用できるというようなことでございます。

次に、見附市総合体育館から見附市北谷スポーツ広場まで8施設につきましては、新たに追加となるものでございます。

実は、今まで載せてなかったという部分は、実は無料で見附市民に開放していたというふうな施設でございました。したがって、利用が見附市の市民の方に限られてきたというふうな経過がございますが、ということで相互利用になじまないというふうなものでございました。ただ、来年4月から見附市がこの施設すべて指定管理の施設に移行して、今度有料になるというふうなことからこのたび相互利用施設というふうなことで追加というふうなことになります。

最後に、長岡市の厚生会館につきましては、ご承知のとおり市役所機能がここに移るというふうなことで、このたび条例を廃止し、施設が廃止されるというふうなことでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第85号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第86号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について

議案第87号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第88号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第89号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中川正弘） 日程第12、議案第86号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について、日程第13、議案第87号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第14、議案第88号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第15、議案第89号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案4件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第86号から議案第89号につきまして一括ご説明申し上げます。

最初に、議案第86号、一般会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。歳出から各款ごとに主なものを申し上げますと、2款総務費、1項総務管理費では、秋口までの原油高の影響による燃料費の追加、11月までのふるさと納税寄附金の基金への積み立て、また議案第82号でお願いしております復興支援基金設置に伴う積立金を計上いたしました。

2項徴税费では、年金からの特別徴収、また町県民税の電子申告にかかわるシステムの構築、機器につきまして9月議会の補正予算でお願いし、既に準備を進めておりますが、このたびは既存の住民税システムへ反映、処理機能の改修経費などを計上いたしました。

次に、3款民生費では、国の補正予算を受けての地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金によりまして、灯油購入費等緊急助成の経費を、また障害者日中一時支援事業委託料の追加、給付費の増に伴う介護特会への法定分の繰出金の追加を計上しました。

4款衛生費では、復興支援基金を充当し、簡水、特生排会計への繰出金の一部に当てることになりますので、財源更正をいたしました。

6款農林水産業費では、滝谷生産組合が購入する田植機、付属品への補助、また中越沖地震で大きな被害を受けた酪農組合に対し、間接的になりますが、経営基盤の強化ということで酪農振興のための補助金を計上いたしました。これは、復興支援基金の全額充当になります。六郎女地区の県営中山間事業では、事業費の追加により負担金の追加を、農排会計繰出金の減額は19年度地震災害の施越事業分ということで工事完了後の本年度に国庫補助金、起債を受け入れることにより繰出金を調整したものであります。

7款商工費では、ジェロの紅白出場を祝う会の関係費を、また天領の里夕風の橋の焼失部分の復旧工事費を計上いたしました。

8款土木費、1項土木管理費では、海岸地区に総合対策交付金で設置する雨量監視機器関係費を、2項道路橋りょう費ではてまり団地から町道太屋線に出る交差点が非常に見通しが悪いということで、その改修のための測量、用地買収費を計上いたしました。県道路事業負担金につきましては、県事業の出雲崎石地線の事業費追加に伴うものであります。

5項住宅費では、2世帯分の新生活支援金を追加し、街並み環境整備事業につきましては今後の事業執行を見通し、事業の組替えをいたしました。

9款消費費では、分遣所の受信に対する消防無線につきまして、役場内でも受信できるように消防無線受信機の購入と防災無線の受信障害が多くなっている個別受信機の障害対応などの修繕料を計上いたしました。また、県単補助により、災害時の要援護者を対象とした食料、紙おむつ等の備蓄品を計上いたしました。

10款教育費では、総合対策交付金による学校給食費の値上げ分解消のための助成金を小中学校給食費に計上いたしました。

また、3項中学校費では、体育館の床改修に向けての設計業務委託料を、5項保健体育費では屋内ゲートボール場に設置するペレットストーブの購入費を計上いたしました。

11款災害復旧費では、昨年の中越沖地震による滝谷地内の農地災害復旧事業補助金を追加計上いたしました。

次に、歳入では、これらの歳出補正予算に要する財源として、電源立地地域対策交付金、分担金、国、県支出金、繰入金、繰越金、町債を計上いたしました。

これらによりまして、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ6,498万2,000円を追加し、予算総額を34億3,306万4,000円とするものであります。

議案第87号、国保特会につきましてご説明申し上げます。このたびの補正は、歳出予算におきまして、9款運営準備基金積立金に1,571万8,000円を計上したほか、11款諸支出金に平成14、15年度財政調整交付金について過大交付となり、国に返還することになった66万2,000円などを計上いたしました。

以上の歳入財源といたしまして、平成19年度からの繰越金で措置いたしました。これらによりま

して、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,711万9,000円を追加し、予算総額を5億9,211万2,000円とするものであります。

なお、本補正予算につきましては、12月1日に開催をいたしました町国民健康保険運営協議会においてご承認をいただいております。

次に、議案第88号、介護特会につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正は、歳出予算におきまして、デイサービス、短期入所等の居宅介護サービス利用者の増などに伴い、介護サービス給付金が増加したことから、2款保険給付費に3,140万円を追加計上したほか、4款に介護給付費準備基金積み立ての1,416万3,000円などを計上いたしました。

以上の歳入財源といたしまして、国県支出金、支払基金交付金及び一般会計からの繰入金を法定割合に基づき計上したほか、平成19年度からの繰越金で措置いたしました。これらによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ4,610万7,000円を追加し、予算総額を5億6,427万円とするものであります。

終わりに、議案第89号、農排特会につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、歳出では職員の扶養家族が増えたことによる手当の追加をいたしました。

また、歳入では、平成19年度会計で施工した中越沖地震災害復旧事業の財源のうち、平成20年度の配分となった国、県補助金、町債を計上したほか、前年度繰越金を追加し、一般会計繰入金を減額いたしました。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額10万5,000円を追加し、予算総額を1億8,130万5,000円とするものであります。

以上、一般会計並びに3特別会計の補正予算につきまして、その概要を一括ご説明申し上げましたが、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 次に、補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第86号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） ただいまの町長の説明のとおりでございますが、若干の補足説明、簡潔にさせていただきます。

補正予算事項別明細書の歳出からお願いいたします。218ページをお願いいたします。まず、全款にわたりまして人件費関係でございますが、本年度につきまして人事院による給与、ボーナス関係の勧告はなかったというふうなことで、このたびの補正予算には盛り込んでございません。これから年度末までの執行見込みによりまして各手当の増減を各款に計上しておりますので、よろしくお願いたします。

財産管理費につきましては、町長の説明のとおりでございます。燃料費の高騰の部分で、当初見えていた予算より若干見通しの中で追加をさせていただくというふうな部分でございます。あと備品、これは車庫で長年使っておりましたジャッキが不具合というふうなことで、本来業務用のジャッ

キの購入というふうなものでございます。

企画費につきましては、ふるさと納税関係で11月までのいただいている分12件になりますが、計上いたしました。6月の補正で10万円計上してございますので、今回46万円追加いたしまして、今現在56万円ふるさと納税で寄附をいただいているというふうな部分です。

交通安全対策費につきましては、これは交通安全等の修理部分でございます。

あと中越沖地震復興支援基金積み立て、これは3,000万円、先ほどの説明のとおりでございます。4事業に充当するというふうなことになってございます。

続いて、徴税費の関係ですが、この中で賦課徴収費の中で委託料で住民税電算システム改修委託料、前回9月補正で特別徴収関係のシステムの開発導入、主にその部分について補正予算をお願いいたしまして、既に進めておりますが、このたびは既存の住民情報での収納システム、また現在の機器に収納状況等を反映させるシステムの改修、関係するデータの処理等のシステムの改修を行うというふうな部分でのものでございます。

続きまして220ページ、民生費をお願いいたします。社会福祉総務費の役務費、扶助費につきましては、町長の説明のとおり灯油購入の助成に関係するものでございます。対象が370世帯というふうなことで、5,000円というふうなことで、生保、高齢者、障害者、ひとり親というふうな部分の方々にというふうなものでございます。

続きまして、221ページの衛生費のほうでお願いいたします。給料関係で保健師の保健師給が追加になっておりますが、育児休暇に入っておりました保健師1名が12月1日から復職というふうなことで今回予算を計上したというふうなことでございます。

環境衛生費の財源更正は、先ほど説明しましたとおり基金からの繰り入れでの財源更正でございます。

続いて、222ページをお願いいたします。農業振興費の関係で、町水田農業推進協議会活動支援事業補助金追加、これは県のほうからの補助金の割り当てが追加になったというふうなことで、歳入は2分の1県費が入るというふうなことになっております。続いて、町農業機械施設整備事業費補助金追加、これにつきましては町長の説明のとおりでございますが、集落営農を実施しております滝谷生産組合が計画している田植機1台、あと設置型薬剤散布機、播種機、苗箱積出機関係の町単独補助というふうなことで、今回は7割補助を予定しております。更新の導入につきましては、県単事業があてはまらなかったというふうなことで町単独事業というふうなことでございます。

それと、酪農振興事業補助金、これも先ほど町長の説明のとおりでございますが、復興支援基金から全額充当というようなことでございます。地震被害を受けた組合に対する経営基盤の強化というようなことでのせてございます。補助額につきましては、同様に被害を受けました漁業に対する共同荷捌所関係の改築に要する補助をいたしておりますが、この辺の兼ね合わせから酪農組合が災害復旧に要した経費をもとに算出したものでございます。

農地費関係で負担金での追加がございますが、これは六郎女地区の事業費割り当てが追加になった部分から来る稲関連のものでございます。工事費で9,200万円だったものが1億円になって、事業費が追加されているというふうなものでございます。これに関係いたしまして、歳入のほうでも負担金関係が出てきておりますので、よろしくをお願いいたします。

改善センター管理費につきましては、これは八手センターの屋外照明の修理というふうな部分で計上してございます。

223ページ、商工費、観光費につきましては、これは11月21日の全員協議会で説明をさせていただきましたが、その関係費を今回のせてございます。

224ページ、これは先ほどの話のとおり、夕風の橋の復旧工事というふうなことで、高額になっておりますが、10月4日火災によるものというふうなことで、現在のところまだ出火原因は不明でございますが、その復旧工事費でございます。

あと8款土木費の関係でございますが、雨量監視システム関係の保守と機器のものをのせてございます。これは海岸公民館に設置して、役場でリアルタイムで雨量のための状況がわかるというふうなシステムと機器の購入でございます。

続きまして225ページ、道路橋りょう費関係、道路維持費につきまして、これは先ほど説明のとおり、てまり団地からおりてきて三叉路になりますが、左側のほうの見通しが悪いというふうなことで、突角を削るといふか、取るような形でというふうなことで、工事費のせてございませませんが、これは既設の維持修繕工事費の中で対応できるのではないかというふうなことで、委託関係、今回は用地買収関係をのせてございます。

県道路事業負担金、これにつきましては先ほどのとおりでございます。事業費、これは8,000万円だったのが1億円で事業費が増えているというふうなことで、関係する部分の歳入も出てございます。

下水道関係は、これは基金からの充当というふうなことで財源更正でございます。

続きまして、226ページでございます。新生活支援金は、先ほど町長の説明のとおりでございます。

それと、街なみ環境整備事業費、これにつきましては中々での事業費の組替えというふうなことになりますが、これは石油記念公園の裏側といふか、尼瀬6号線でございます。ここでの拡幅を考えた中での用地測量業務を本年予定しておりましたが、地権者の問題でなかなか進まないというふうなことで、今回は用地測量を落とさせてもらいまして、その事業費を工事のほうに、また街なみの整備助成金、これも今後の見通しの中で減額をいたしまして、工事費に組替えというふうなことで今回のせてございます。

それと、住宅建設費の中の財源更正でございます。これにつきましては、災害公営住宅に係る部分でございます。災害公営住宅の事業の財源の内訳は、国費が3分の2で、3分の1が起債が充当するような形で当初予算から進めておりましたが、実はその3分の1の公営企業関係のこの起債に

つきましては交付税措置が将来にもないもので起債でございまして、単なる資金手当てというふうな部分でございます。9カ月過ぎまして、全体の中で財源確保が可能になったというふうなことで、本年はこの起債につきましては借り入れを起こさないというふうなことで、今回減額というふうなことで、これは歳入のほうで減額になっておりますので、歳出で財源更正だけさせていただきます。

それと、9款消防費でございます。防災無線受信機、実は柏崎消防本部から分遣所に入る無線が総務課で窓あけていますとすぐ聞こえるのですが、ちょっと冬場に入りまして窓を閉めるような状況で聞こえなくなってきましたので、その辺の部分で、同時に以前昔あったのですけれども、大分古い段階で壊れてしましまして、その後求めてなかったのですが、でも迅速に対応できるというのと同じ情報がすぐ入るというような形で、消防無線のほうを実は私どもで受信機を設置して、総務のほうですぐ聞いたら対応ができるようにというふうなことで、急遽冬場の寒い時期だと窓をあけて聞いていられないもので、今回お願いをしたいなというふうな部分でございます。

それと防災対策費、まず施設修繕料の追加なのですが、これは個別受信機の障害対応というふうなことで、また冬場を迎えた中でどうも受信機の不都合が大分出てきているというふうなことで追加をお願いしたいというふうなことと災害時要援護者用備蓄品、これにつきましては県のほうで進めている事業でございます。これは、県単補助で2分の1補助になります。要援護者の方、見通しの中で126人と考えております。また乳幼児、これは42人ぐらいを想定しているのですが、今後の非常時に対応というふうなことで、要援護者の方々につきましてはおかゆ関係でのもの、またリハビリパンツ、紙おむつ、乳幼児はやはりおかゆ、あとミルク缶、おむつ、おしりふき、このような部分での備蓄を進めたいということで、本年県の補助がありますので、これに乗りまして事業を進めさせていただきたいなというふうなものでございます。

小学校費の修繕料、これはトイレの修繕、防火扉の修繕で今回追加をさせていただいております。

続きまして、228ページでございます。学校給食費、小学校、中学校費ともこれは町長の説明のとおり、総合対策交付金での上昇分を助成というふうなものでございます。

中学校費の学校管理費の委託料、体育館の床改修工事設計業務委託料、これは来年に向けての町長の説明のとおり設計委託の計上でございます。

それと229ページ、保健体育費、これはペレットストーブを屋内ゲートボール場というふうなことで、間伐材を再利用した木質ペレット状というふうなもので、ペレットというふうなもので今回設置をさせていただくというふうなことで、燃料関係、メンテ関係、ストーブの設置の部分でございます。

災害復旧費につきましては、これは町単事業でございますが、空き家の中越沖地震での被災を受けた農地災害、暗渠関係になりますが、部分的な補修での復旧工事というふうなことで今回追加をしてございます。

それでは214ページ、歳入のほうをお願いいたします。まず、電源の交付金、これにつきましては本年度のみになります。334万6,000円の追加というふうなことで今回計上いたしました。

あと分担金につきましては、中山間での地元負担というふうなことで、工事費5%、事務費8.3%分のものを今回事業費の追加分計上いたしました。

15款国庫支出金につきましては、これは先ほどから説明の中での地域活性化・緊急安全実現総合対策交付金、長い名前でございますが、この中で今回本町が予定して今回予算化いたしましたものが3事業、灯油の助成と学校給食費、あと気象データの観測機、この3つでございますが、当初の予定している防火水槽、堆肥センター、これは9月もう既に予算化、また既設の中でのものは財源更正というふうな形でございます。

続いて215ページ、県支出金につきましては、農業費補助金は先ほどのJAに対する協議会分での補助金の2分の1歳入でございます。あと復興基金の積み立て分の3,000万円の県からの受け入れ、それと要援護者用の備蓄用の2分の1県からの受け入れの部分でございます。

それと寄附金は、ふるさと納税寄附金の追加というふうなことでございます。

216ページをお願いいたします。財政調整基金につきましては、歳入での調整というふうなことで、20款の繰越金全額計上いたしましたので、全体での調整の中でお願いをしております。あと天領の里事業運営基金、これは天領の里の夕風橋の復旧工事分に繰り入れをお願いしております。あと中越沖地震復興支援基金繰入金、これは3,000万円の積み立ての中で本年度は1,040万円取り崩して各事業に充当するというふうなものでございます。

繰越金は、全額計上でございます。

あと217ページ、町債につきましては、これは六郎女地区の関係での事業費追加に伴う本町、町の負担金分を該当になる町債を追加してございます。県道路事業も同じでございます。あと災害公営は、先ほど説明いたしましたとおり、本年度事業起債は起こさないというふうなことでございます。

続いて、211ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。廃止は公営住宅、今ほど申し上げましたとおりでございます。あと変更は、中山間、六郎女地区の追加、あと県道路事業の追加というふうなものでございます。

続きまして231ページ、これは補正予算関係の給与費明細書でございます。事項別明細書に細かく出ていますものを集合したものでございます。

続いて233ページ、これは今ほどの起債の関係で増減分を調書として全体のもので整理したものでございます。

以上補足させていただきましたが、6,498万2,000円の追加というふうなことで、よろしく願いをいたします。一般会計は以上でございます。

○議長（中川正弘） 次に、議案第87号及び議案第88号について補足説明をお願いいたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） それでは、続きまして議案第87号の国保会計の補正につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書、223ページ、歳出予算のほうから説明をさせていただきます。1款総務費でございます。こちらのほうは、このたび国の第1次補正予算につきまして、70歳から74歳の方の医療費の自己負担が20年度に引き続きまして21年度も1割に据え置くというふうなことが決定されました。これに伴いまして、国保の資格業務に関します電算システムの改修並びに保険証の再交付等の経費が必要となりますので、その経費を計上させていただきました。

続きまして、おめくりいただきまして225ページ、9款基金積立金でございます。19年度の国保会計の繰越金を1,571万8,000円積み立てるものです。これによりまして、同基金残高が1億8,394万5,000円となります。

次に、226ページをお開きください。11款諸支出金でございます。諸支出金のほうに国への返還金ということで66万2,000円を計上いたしました。これは、先ほど町長のほうの提案理由の説明にもございましたが、19年度に行われました会計検査におきまして、平成14、15年度に国から交付されました国保財政調整交付金、こちらのほうが新潟県が各市町村に提供したデータに基づきまして交付申請を行うわけでございますが、そのデータに誤りがあったため、市町村に対する同交付金が過大交付となりました。これが本年度会計検査院との間で金額が確定いたしましたので、計上額66万2,000円を返還するものでございます。

続きまして、歳入予算につきましてご説明させていただきます。222ページお開きいただけますでしょうか。11款繰入金でございます。繰入金のほうにつきましては、当初予算におきまして運営準備基金のほうから926万9,000円の繰り入れを予定しておりましたが、前年度の繰越金での措置が可能となりましたので、繰入金を減額補正いたします。

また、12款繰越金でございますが、2,638万8,000円を追加いたしまして、19年度の繰越金全額予算計上いたしました。

国保会計につきましては以上でございます。

続きまして、議案第88号の介護会計の補正につきまして説明をさせていただきます。補正予算書、234ページ、歳出予算から説明をさせていただきます。1款総務費でございますが、今年度新規に要介護認定を受ける方が増えております。それに係ります、介護認定に係ります主治医意見書記載手数料等を追加いたしました。

また、2款保険給付費でございますが、こちらのほうにつきましては要介護認定数の増加、そういったものによりまして、主にデイサービス等の居宅介護サービスの利用者が増えております。1目介護サービス給付費に2,970万円等を計上しております。

次に、235ページをご覧ください。4款基金積立金でございます。19年度の繰越金を介護給付費準備基金に1,416万3,000円積み立てるものでございます。こちらのほうの基金残高が4,836万7,000円

となります。

続きまして、歳入予算につきまして説明いたします。231ページをお開きいただけますでしょうか。3款の国庫支出金から次のページの7款1項の一般会計繰入金までにつきましては、歳出予算の保健給付費等に見合う負担額をそれぞれ法定の割合によりまして予算計上しております。

また、7款第2項基金繰入金でございますが、こちらのほうにつきましては当初予算におきまして基金の取り崩しを予定しておりましたが、前年度の繰越金での措置が可能となりましたので、減額補正しております。

また、8款繰越金でございますが、2,325万7,000円を追加してございます。これによりまして、19年度の繰越金全額を予算計上いたしております。

介護会計につきましては以上でございます。

○議長（中川正弘） 次に、議案第89号について補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 特にございません。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第86号から議案第89号まで議案4件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号から議案第89号まで議案4件につきましては、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。この際、しばらく休憩します。

（午前10時33分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時34分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（中川正弘） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

予算審査特別委員長に田中政孝議員、副委員長に中野勝正議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

議案第86号から議案第89号まで議案4件は予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時35分）

第 2 号

(12 月 9 日)

平成20年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程 (第2号)

平成20年12月9日(火曜日)午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（中川正弘） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 宮 下 孝 幸 議員

○議長（中川正弘） 最初に、7番、宮下孝幸議員。

○7番（宮下孝幸） それでは、私のほうからご質問を申し上げます。私のほうからは、定住促進策についてということでご質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

現在まで出雲崎町は、平成3年の川東住宅の団地分譲、これは第1分譲、これを皮切りにいたしまして、平成5年に深町団地、そしてまた平成7年には川東第2分譲、さらにまた平成15年には川西団地の第1分譲、平成18年にはてまり団地、そして最終であります、平成19年には川西の第2分譲と、過去16年間にわたり宅地の分譲を進めてまいったわけであります。それらが功を奏してか、役場、駅前を取り囲む周辺集落は本年9月26日現在592世帯にも及ぶ大集落集団が形成をされております。当町出雲崎町全体が、これは特養ホーム「寿多摩院」を含めてであります、1,830世帯でありますから、およそ町全体の33%がこの地域に終結をしているということになります。これは、同統計9月現在の勝見から井鼻までの海岸3.6キロの全世帯数、これが606世帯でありますから、この勢いから考えてこの地域における世帯数が海岸全世帯数を超えるのも既に時間の問題と言っても過言ではありません。恐らく推論であります、今申し上げております本年9月26日現在の世帯数の対比でありますから、てまり団地の進・状況を見たときに、既に今の段階で海岸世帯数を超えているものと思われるわけであります。

当町における過疎化対策を思案したとき、100年に1度という世界的な大恐慌の中、あの世界のトヨタでさえ大減益、3,000人の大リストラといういまだかつてない状況にあるわけでありますから、企業誘致などという施策が今現在非現実的であり、夢また夢といった状況である以上、定住促進策の牽引役としてあるいはまたカンフル剤として最も速効性の高い手段としては大変有効な施策と言えるわけであります。

しかしまた一方で、それらの施策が一局に集中をして行われたとするならば、必ず出雲崎町という過疎地の中にあっても、さらにまた当町町内におき地域間格差が広がり、末端の地域においては超過疎化現象が現実のものとなっていくわけであり、まさに税の先行投資とは将来に開花す

る花の種をまくごとし、このように私は考えます。

役場、駅前周辺を取り囲むその施策が功を奏すその陰で、年々疲弊をし、ともすれば廃村の危機を抱えた、いわゆる当町における末端の地域、近年におきなお一層高齢化や過疎化に拍車がかかり、既に集落、町内が維持できないとの声も出始めているところでもあります。政治に課せられた最大の使命とは、政治に携わる者の最大の責務とは、まさに日の当たらないところに日を当てる、これを置いてほかにないものと私は確信をいたしております。便利なところに住む人も外れた不便なところに住む人々も自身の稼ぎや所得が同じであれば、税は公平に課せられ、もっていかれまます。税に公平あり、税の公平をうたうならば、あくまでも税をもって返すサービスもまた当然公平でなければなりません。ちなみに現在過疎化対策、定住促進策の一端として、他県においては平日は都会で、週末あるいはまた休日は田舎でといったような、いわゆる2地域居住と呼ばれるような施策推進を行っているところも増えているようでもありますし、この2地域居住に関しましては、町長ご答弁の後詳しくご説明をいたします。

とりわけ当町は、海あり、山あり、農地ありというまさに自然の宝庫であります。旧村部あるいはまた海岸部のいずれを問わず、疲弊するこの末端の地域に対し、過疎化対策、定住促進策を何としても急がねばなりません。これらの末端の地域において、今までのような単なる宅地分譲ではなく、海には海、山には山あるいはまた農地には農地を生かしたような形での新たな宅地分譲による定住促進策が断固必要と思われ、早急なる施策実現を図るべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 宮下議員さんのご質問にお答えをします。

当町の住宅団地造成は、ご指摘のように平成元年、当時の竹下内閣、ふるさと創生資金1億円を原資として進めてまいったわけでございます。その後、平成3年1月あるいは川東第1期の分譲、以来6回の分譲で153区画を販売しまして、5区画今残っておるという現状でございます。購入をいただいた方々のうち6割の88区画が町外者となっておりますので、おおむね300人ほどの転入に相当しているかなというふうに考えておるところでございます。

本題に入りまして、今宮下議員さんのおっしゃる海岸地域あるいは農村部の周辺集落の特性を生かした宅地分譲を進めるべきではないかというご質問でございますが、実際宅地分譲を行う場合には、やはり購入する人たちの立場というものを考えあるいはそこで生活する以上、周辺のいろんな施設なり、利便性というものが問われるわけでございますし、そして価格にふさわしい商品価値というものがなくなかなか造成をしても売れないという危険性も伴うわけでございます。分譲販売を行うからには、確実に売れる物件でなくてはならないというのはまず大原則であろうかと思うわけでございます。

ご承知のように平成18年の2月でございますが、現在てまり団地の購入に際しましても、分譲に

ついて議会の皆さんにお諮りをしたわけですが、かんかんがくがくの議論が戦わされまして、果たして売れるのかあるいは不良物件を買い込むのかと大変な反対が出たわけですが、私はあの土地の条件なりあるいは周辺の状況を勘案して必ず売れる見込みがあるという自信に立って、議会の皆様方のご理解をいただきまして、今大成功に終わって、残っているのは2区画というような状況でございます。このような観点からいたしまして、大体この宅地分譲を行うには、前段申し上げましたように確実に売れなければならない、また購入してもらわなければならないという条件があるわけでございます。

私が思いますに、あるいは今進めておりますところの空き地・空き家情報バンクというものを設けているわけですが、その中でいろいろの問い合わせがございます。ただし、その中において、その農村環境の中で定住をして農業を営む場所が欲しいというような問い合わせはまずないわけでございます。このような状況からいたしましても、ご説はごもつともでございますが、集落の末端集落において宅地をつくっても、果たして購入する人があるや否や、その辺が非常に大きな疑問点となるわけでございますので、慎重に対処しなければならぬというように思っておるわけでございます。また、海岸地域におきましての宅地分譲でございますが、果たして今の現状の中である程度区画数を確保して分譲できるようないわゆるその土地があるのか否かということも大きな問題でございますし、今申し上げておりますように、町が分譲する場合にはやはりある程度土地を取得するその価格と分譲する価格というものがバランスがとれていなければならないわけでございますので、大体宅地造成をして分譲をするというところになればある程度の価格設定ができるわけでございますが、用地取得するにもそれ以下でなければならないということはやっぱり一つの経済の鉄則でございますので、その辺非常に難しい点があるのではなかろうかというように思っているわけでございます。

空き地や老朽化した宅地もあるわけですが、現在の間口が非常に狭くて奥行きのある住宅というようなところがたくさんあるわけですが、今分譲あるいはその土地を求め、うちを建てたいという人たちは、おおむね車の2台ぐらい駐車ができて、4LDKぐらいのうちを建てたいというのは非常に大体の求められるパターンではないかというふうに考えてみますと、なかなか海岸地域でその土地の確保は難しいのではないかなという感じがいたしております。また、よりよいご提案があればお聞かせもいただきたいと思うわけですが、現在町が所有している旧郵便局跡地あるいは岩船町の旧庁舎跡地、これにつきましては海岸バイパスの問題もございまして、その辺の状況転換、推移のいかんによってある程度代替地というもの確保ということで今進めておりますので、直ちに分譲という形にはならないのではないかとこのように思っておるわけでございます。

私たちがこれからも空き地、特に海岸地区におきましては、空き地・空き家情報バンクというものを通しながら、広く皆さんに呼びかけをしておるわけでございますので、この辺と農村地域の特

性というものも当然そのバンクの中で登録なりあるいはしている方がございますので、その辺を一層ひとつまた整備をしたり、その辺の情報をしっかりと確認をしてアタックをするというようなことが大事ではないかなというように思っておるわけでございます。

残念ながら、先ほど宮下議員さんのご質問の中にもございましたが、現在本当に100年に1度の経済危機というような中で、非常に経済的には引き込んでおるといような厳しい状況もございまして、これからの宅地分譲もそういう点をしっかりと見きわめながらひとつ対処してもらわなければならないのではなかろうかというように思っておるわけでございますので、この辺のこともひとつご事情をご推察をいただきながら、さりとてあきらめておるわけでございませぬ。農村地域のそこに住む人たちのよさ、環境というものもございまして、海岸地区においては海岸地区でなければならぬ固有のすばらしい環境、文化を持っておるわけでございまして、その辺を私たちはより情報発信を対外的に徹底していくということがより大切ではないかなというように思っておるわけでございますので、その辺もまたひとつご理解いただきたいというように思っております。

○議長（中川正弘） 7番、宮下議員。

○7番（宮下孝幸） 今の町長のご答弁要約いたしますと、予算的な問題だとか、いわゆる売れ行きですか、見込み、そういった問題あるいは土地の確保の問題、さまざまあるけれども、あきらめていっているわけではないと、いわゆる前向きに向いて考えていきたいというご姿勢だというふうに受けとめさせていただきます。

私もこれはまさしく一夜にしてなる問題ではありません。これはお金もかかります。土地買収にこれ交渉が難航することもあるでしょう。しかし、このまま放置して、そのままいわゆる末端集落がなくなっていくことを黙って見ていることはやはり政治家としてはできない。やはりこれは、町長今おっしゃったようにぜひ前進をするという前提でお考えいただかなければならないことだと思っております。

ちなみに先ほど申し上げました2地域居住というものについて若干ちょっと補足、私の調べた範囲でご説明申し上げる次第であります。現在都心に住居を構えながら、いわゆるもう一カ所地方に、田舎に住居を所有して、これ別荘ではありません。いわゆる平日は都会で、週末はあるいは休日は田舎で過ごす。なぜこのようなことをしているのか。まさしくこの方々の大半の方々というのは、近い将来において田舎に住みたいと。しかしながら、一気に田舎に引っ越したときに慣習、慣例あるいはまた環境になじまないといけないということで、いわゆるその準備運動のためにこういった2地域居住という考え方を推進しているわけでありませぬ。

山梨県では、高速代を県が負担して2地域居住の推進をいたしておりますし、長野県の松本市では350平米、これ120坪弱でしょうか、この土地に新築物件をつけて年間25万円、月に直すとおよそ2万円ぐらいでしょうか、格安家賃で貸し出しをしながら地域になれていただく準備段階です、なれていただくということでこういった推進をいたしております、もちろんこれ将来的に転売という

こともあるわけでありましたが。さらにまた、このほかに北海道、福島、これらの県についても2地域の居住推進に力を注いでいると。いわゆる戦後の高度成長期から人は便利さと物の豊かさを求めて都会に出ていきましたが、しかしまたバブルがはじけて人としての本物の豊かさというのは何なのかということをごそそ気づき始めた方々がこの田舎暮らしを望む方々であろうというふうには推察をいたします。

ジェロを初めとするさまざまなイベント挙行により我が町は大変有名になりました。税投資は、ただお金を使っただけで、有名になっただけでは問題でありますから、投資をした税が出雲崎町の近い将来に形となってすべての町民の皆さんに還元をされなければなりません。そういった形で、どんなに立派な施設やサービスが提供できる環境を整えたとしても、人の住んでいないところでは無用の長物であります。全国に名を知らしめることのできた絶好のチャンスでありますから、そしてまた二十有余年という長い政治経験を持たれる小林町長でなければこういったことは絶対にできない。町長任期あと3年でございますから、3年間のうちに何としても足固め、足がかりをつくっていただかなければならない。私は、そんな思いでこの質問をさせていただいているわけでありませぬ。

ちなみにてまり団地であります、いわゆる年代別に、昨日私ちょっと資料いただいたものを分析いたしました、20代から30代、この方々が56%ぐらゐを占めているのです、56.8%。そして、40代、50代までさかのぼって、いわゆる20代から50代の世帯、これ9割です。若い方があの地に住まれているということはこれわかるのです。それから、町外と町内という分け方をいたします。いわゆるこれ県外も含みますが、県外と町外、これ61.4%、いわゆる6割以上の方々が出雲崎町以外のところから引っ越してこられたと。

ところが、1つ問題があります。これ町内からの移住者、いわゆるこれ38.6%、これ約4割弱であります。つまり、これてまりに限ったことでありません。川東、川西あるいはまた深町、いずれの団地にあつても末端地域から中央に移住をした町民の方々がてまりにおいては38%以上いるわけです。中央に人が集まり、地域が疲弊をします。これを見てもやっぱりそういったことが如実にあらわれているのではないかなと、こんな心配をいたしております。

ぜひ今ほども申し上げました、町長前向きな姿勢でありますから、余りこんこんと長々と申し上げるのも何であります、ぜひひとつ二十有余年の経験を生かし、実行力のある町長をご期待を申し上げておりますので、ご検討いただければということをお願いを申し上げまして、7番からの質問を終わります。

○議長（中川正弘） 町長、決意表明もひとつ。

○町長（小林則幸） 期待感を持ってお互いに全力を挙げて1つの目標に向かってひとつ体当たり戦法でやると、これは大事なことだと思うのですが、現実は今先ほど申し上げました空き地・空き家情報バンク、これにつきましても私たちが積極的に呼びかけをしているのですが、今登録されてい

る物件は6件です。海岸地区は2件です。しかも、このうち成約というか契約といいますか、そういうものが済んだのは、駅前地区が2件大体終わりました。その後またちょっと要望もあるわけですが、この情報利用をしている件数は今19件あるのです。大体19件の内容を見ておきますと、2地域居住という今言葉が使われたわけですが、やはりそこに一挙でんとした居を構えてやるというのではなくて、空き家があったら、やっぱり夏場とか海のいわゆる特徴を生かしたときにそこで一時ひとつ住まいをしたいというような希望が大体多いわけです。そこに空き地を買って、そしてそこにうちを建てようというような方は余りいないのです。そういうことの中で、今19件、県内が8件、県外11件入っていますが、登録物件は6件ということでございますので、この辺もやっぱり開拓をしていかなければならぬのではなかろうかというように思っておるわけですが、そして町内の移住者、今てまり団地36%ですか、そういうお話もございますが、実際私たちが分譲いたしました川東あるいは深町にいたしましても、町内から移住をされた方もあられるわけですが、これを否定をするわけにはいかないと私は思っております。要するに、その宅地がなければ町外に移り住まれたという方が多いわけですが、やっぱりどうしてもそういう利便性を求めて、やっぱりどこか一画をひとつ確保したいという方々のためには、町内であっても私はこれを是としなければならぬのではなかろうかというように今思っております。

いずれにいたしましても、諸般の情勢を十分判断をしながら、あきらめではなくて、常にやっぱりそういう前向きな姿勢の中で、これからの景観整備の問題もございまして、そういうものに絡み合わせてやっぱり積極的にひとつまた環境整備をして住まいをいただけるようなまず環境整備、条件整備をしていかなければならぬというふうに思っています。それらにつきましては、また皆さん方のよりよい知恵をおかりをしながら、運命共同体でございまして、私だけではなくて、皆さんとともに頑張っていきたいというように思っていますので、よろしくひとつまたお願いします。

◇ 田 辺 雅 巳 議員

○議長（中川正弘） 次に、4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳） 私は、9月議会、特養ホーム「やすらぎの里」の増床について一般質問をしました。今回はそれに輪をかけるというわけではないですが、介護保険問題についてお聞きしたいというふうに思っています。

先ほど言いました9月議会で特養ホーム「やすらぎの里」の増床について5項目について一般質問いたしました。町長答弁で、我々が今見ている以上に精神的にも肉体的にも経済的にも大変だなという感じを深くしていると。そして、施設の整備化の病床について、国において要介護者の施設利用の割合の目標を定め、総量を規制しており、圏域ごとに計画中の整備量、いわゆるベッド数を調整することになっているというお話でした。

次に、待機者について入所できない問題点として、今まではそういう枠内でうごめいているとし

て、全国で38万人もの待機者がおり、ほかにも同じ状況にあるとお話しされました。マンパワーの問題などで、金だけで解決できない、やりたいと思ってもやれないことがある。施設通所介護とかそれまでの間カバーしていきたいと思って町は町なりに相当努力しているとお話しされました。私は、待機者と町の悲痛な叫びであると思っております。

09年の4月に向けた見直しの焦点はいろいろありますが、このねらいについて、政府や財界は前回に引き続き給付削減と負担増をねらっているわけであります。介護保険が始まったとき、介護に占める国庫負担の割合はそれまでの50%から25%に引き下げられました。そのために、介護保険料が高い最大の原因であります。今回の見直しで介護現場からの運動で大きな変化が起き、さすがに人材不足解消を図るために介護報酬引き上げも改定されているわけであります。その際、介護報酬引き上げが保険料値上げにつながるように計画的に国庫負担割合を引き上げることが大切だと思っております。また、人材確保のための賃上げについては、利用料の値上げにつながるよう国の責任で一般財源で手当てするなど対策も同時に行う必要がありますが、そのためにも党として頑張っていきたいと思っております。全国市長会、全国町村会などの国庫負担割合50%引き上げ、長年の要求をして頑張っているわけであります。

そこで、住民の命、暮らしを守る立場から、地方自治体の長である町長の出番であります。それで1つとして、特養ホーム増床についてももう一回お尋ねします。町長は、特養ホームの入所の待機者をなくすために、増床を国に働きかけるつもりはありますか。また、震災復旧後にやすらぎの増床を考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 田辺議員さんの9月定例会に引き続きまして介護保険事業についての2点の質問がございましたが、1点目につきましてお答えをしたいと思います。

特別養護老人ホームの増床についてでございますが、9月定例会でも答弁をしておりましたが、特養等の施設サービスの供給見込み量につきましては、国の基本方針に沿って、市町村介護保険事業計画あるいは都道府県の介護保険事業支援計画で定めるということになっておるわけでございます。国の指針では、平成26年度に施設サービスの利用合計数を要介護2以上の認定者の37%とするという参酌標準に向けまして、第4期介護保険事業計画、計画期間は平成21年から23年度を策定する基本的な考え方となっております。平成27年度には、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展することから、高齢者介護のあるべき姿を念頭に置いて介護保険制度の持続性を維持した中で、地域の特性に応じた多様な、柔軟なサービスが受けられる体制の整備が求められておるというものでございます。9月定例会で答弁したとおりでございます。

やすらぎの里の増床についてお答えをいたしますが、やすらぎの里の増床につきましては、先般申し上げたわけでございますが、施設の運営者である社会福祉法人中越老人福祉協議会が行うことになっておりますが、同施設はご承知のように現在中越沖地震の災害復旧工事を実施しておるわけ

でございます。その後の施設整備計画につきましては、今後の財務状況あるいはマンパワーの充足状況等を勘案をして、将来計画の中で検討するということになっております。特に全国的に介護従事者の不足は喫緊の課題となっておりますわけですが、介護職の募集をしながらも、応募者がいないあるいは応募してもすぐやめていかれるというような状況もあるわけでございます。来年4月には介護保険報酬がおっしゃっているように3%引き上げられると、介護従事者のいわゆる待遇改善が図られる見通しということになっておりますので、それらの状況を見きわめながら事業展開が図られていくものというふうに考えております。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 前回の答弁とまるっきり同じなのですが、私が聞いているのは増床を国に働きかける必要があるかどうかということと震災後にやすらぎの里の増床を考えておられるのかどうか。震災後と言っても、復旧工事が終わって、その後数年間、さっき宮下議員が言われましたように、町長が任期中にやれるのかどうかとか将来的には全然展望がないとか、そういうふうな答弁をできれば簡潔にお願いしたいと思っております。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今答弁しておりますように、この施設の運営者である社会福祉法人中越老人福祉協議会が行うということになっておりますから、町のいわゆる考えとしては、待機者もあるわけでございますので、私はかねがね申し上げておるのですが、増床なり、またミニ特養なり考える要素があるのではないかということは、この法人の幹部にも私の意思は伝えてございます。それをこの法人がどのような形で受けとめて、先ほど言うマンパワーの問題からいろいろな問題があるわけでございますので、町がやるというのではなくて、町の考えは考えとして、それを運営する法人がどのような考えでおられるかというものが基本になってまいるわけでございますので、その辺をご理解いただきたいと思っております。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 町の考え方、意思も伝えてあるということで、わかりました。期間は明確ではないですが、今後の検討ということでひとつ頑張りたいというふうに思っております。

2つ目として、町独自に減免制度をつくる件であります。先ほど申し上げました介護に占める国庫負担の割合、50%から25%、これ引き下げられました。そのために介護保険料が高くなっている最大の原因であると述べました。自治体独自の保険料や利用料の減免制度について取り組んでおられるかと思います。

しかし、残念ながら当町のほうは町独自の保険料軽減がされておられません。利用料については、朝保健課長からいただきました。大分やっておられるというふうに思っております。

しかし、07年4月時点で保険料の減免について33%の市町村に制度を行っております。これらの市町村では、国による指導をはね返して減免制度をつくっておるわけでありまして、当町にとっては、

所得の少ない住民にとっては、高いという声があります。減免制度が必要不可欠ではないでしょうか。町独自に減免制度をつくってはどうか。

町長の答弁、お願いします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 2点目の質問でございますが、町独自の減免制度の創設についてということについてでございますが、現在介護保険の減免制度に対しましては、災害で著しい被害を受けたときや失業、倒産等で収入が一時的に著しく減少した場合あるいは生活に困窮を来されておる低所得者に対するものでございますが、また1割負担となっております利用者の利用負担額についての減免制度もございます。いずれの制度も昨年の中越沖地震におきましては、住宅が半壊以上の被害を受けられた方に適用されておりますし、本町では介護保険料の負担が困難な方に対しましてはきめ細やかな対応あるいは相談を行っておるわけでございますので、特別な事情についてお伺いをし、減免を行っていると。現行の減免制度でまず対応はできるのではないかというふうに思っているわけでございますし、現に町といたしましても介護保険条例の中における保険料の減免という条例の中できちっとうたってあるわけでございますので、これらの条例に基づきながら、困窮されている方々、いろいろ状況の皆さんにはきめ細やかに柔軟に対応してご理解いただくというような形で進めておりますので、ご安心いただきたいと思います。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 私が言っているのは、町独自に減免制度をつくっているかということなのです。いわゆる介護保険料、いわゆる7割、5割、2割というふうな軽減がありますが、それとはまた別なのです。独自にそれを軽減しているかどうか。さっき震災のことを言いましたが、そのことではないのです。通常介護保険料の減免制度ということなのです。その点について再度お聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） これにつきましては、法律で定まっておる、現在は財源構成というか、国が25%、県が12.5%、町が12.5%あるいは1号被保険者、2号被保険者、それらの負担割合、そしてそれらプラス利用者の1割と、利用者が1割と、これはもう法律で定まっておりますので、この原則は変えられない。この中でいかに対応する。これは、先ほど申し上げましたように、条例の中でそういう困った方々なり、いろいろな災害なり、いろいろなその状況の中で十分その人たちの相談に応じながら対応していくと。これを町が独自で負担割合を変えるなどということは私はできません。やっぱりこれは国が定めたいわゆる財源構成なり、そういうものにつきましては、これは原則は保持していかなければならない。その中で条例を設けた中で町は減免制度を設けてあるわけですから、十分対応できると私ども、この原則は私は町では変えられないと思っています。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 保険料法律で決まっているということなのですが、さっき言ったように保険料で33%の自治体が減免制度やっている。その根拠として、国は1番目として、保険料の全額免除はだめ、資産審査なしの一律減免はだめ、一般会計からの繰り入れはだめというだめ3原則というのをうたっているのです、指導しているのです。それで、介護保険は地方自治法の自治事務であり、3原則に法的な拘束力がないことは国会で答弁でも明らかになっているということなのです。だから、減免制度はできるのです。だから、町長はその解釈というのはご存じですか、それとも新たな減免制度をやる方向にいるのか、そこら辺ちょっと聞かせてください。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 私は、その原則的な話をさせてもらいますと、こういう国保にいたしましても介護保険にいたしましても、やっぱり所得なり、そういうものに対応できる人たちはきちっとこの負担はしてもらわなければならぬと私は思っています。これは一つの義務です。そういう中に特例中の中で困った人とか災害に遭った人たち、そういう人たちに対しては1割負担の軽減なりあるいはいろいろな意味で町はできる限りの対応をしてやると、きめやかに対応しながら状況を判断をしてやるということで対応することによって、私は一律にある人も減免措置をするというようなわけにはまいらぬと私は思っています。所得のある人はちゃんと払ってもらわなければだめだ。これは当然なのです。一律にその負担区分を変えて、町費なりそういうもので負担すべきものではないと私は思っています。払っていただける人はきちっと払っていただいて、そして困った人たちにはその分をまた還元をしてやるというのがこれは一つの大原則です。何もかにも受益をまけてやればいいのだ、何をしてもやればいいのだ、そんな時代ではないと私は思う。やっぱり義務と負担の関係はあります。だから、私はやっぱりそういうもの、大原則は原則として設けながら、その中に柔軟に対応しながら、困った人に対してはよりきめ細やかな対応をするというのが私は大原則であり、私はそれを堅持してまいりたいと思っています。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 先ほど言いましたように、所得の少ない住民、高いという声があるのです。確かに所得がある。そうだけれども、何らかの事情というのはやっぱりあるのです、各家庭にも、いろいろ借金抱えているとか、給料が下がったとか。そういう状況の中で、生活が大変だということになって高いというふうにやっぱり思っているわけです。だから、そういう今のサブプライムローンに発した、これからもまた不況がさらに追い打ちがかかってきますが、その中で、さあ、介護保険料払いたくても払えないという状況が出た場合、それは町長はどうなさるのですか。そうすれば、その人に払わなくてもいいというふうに、無理やり徴収するのかどうか、そこら辺をちょっと聞かせてください。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） その辺は、確かに今のこの大不況の中で、臨時雇用なりあるいはいろいろな皆

さんが大変な事態に遭遇されていると、その辺は十分私ども心得ておるわけでございますので、そういう困った、保険料が払えないというような実際に困窮される皆さんが当然窓口で相談をいただければ、その辺の状況をしっかりと判断をさせていただいて、その人なりの対応をきちっとできるようにやっているわけですから、あなたが困っている人が払えないと、困っているのだ、困っているのだと、ではそういう方々は役場の窓口においでになっているのでしょうか。窓口へ来てその状況を判断してもらっても、なおかつこの私たちが今減免制度を条例で設けていると、そういうものに沿わないということであれば、これはまたひとつ答弁の仕方があるのですが、そういうあなたがお聞きしている方々が果たして町の窓口でそういう相談をされているのかどうか。そういう方があれば、あなたのほうから通して、町としても柔軟に対応すべき用意があるのだから窓口で相談してくださいと。ただ困ったからおれは保険料払えないとか、給料が下がったから払えないということは、ちょっとすべてをそれを包含してすべてのものにそれを対応するというわけにいかないわけですから、その辺のことはまた状況をよく判断をさせていただいて、それなりの対応をさせてもらいたいということを申し上げているのですから、あなたの感覚で申し上げているのではなくて、そういう困った人はあなたのほうから窓口へ行ってよく相談してくださいと言ってください。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） わかりました。そういう人がいるようでありましたら、いらっしゃるのですが、そうすれば直接お伺いしてできるのかどうか。生活が大変の人は、とにかくそういうふうに町役場へ行って相談してくれということで、わかりました。独自に減免制度はつくらないということですね。間違いないですね。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 減免制度というのは、142条の中でちゃんとありますから、条例でありますから、ちょっと読んでみてください、きちっと対応、減免制度というのはあるのですから。それをよく読んでいただければ町としても柔軟に対応していくということでもありますので、その辺よくご理解いただきたいと思います。

○議長（中川正弘） 田辺さん、田辺さんがおっしゃっている減免制度、さらなる減免制度と町長が言っている現有の減免制度と、こちらで話聞いているとどうも話がかみ合っていない。その辺整理しながらもう一度やってください。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 保健課長、保健課長がよくわかっていると思いますので、保健課長ちょっと答弁をお願いします。

○議長（中川正弘） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 町の介護保険料の減免制度につきまして一度ご説明させていただきます。

介護保険制度につきましては、介護保険法に定めがございまして、介護保険法の142条において、その町の条例で定めた場合においては介護保険料を減免することができるという規定がございまして。当町は、その規定を受けまして、出雲崎町介護保険条例の第11条において保険料の減免を5項目において定めてございます。その内容につきましては、今ほど町長が答弁したとおりでございまして、例えば震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたときですとか、例えば長期入院したことによりその方の収入が著しく減少したときあるいは事業または業務の休廃止等において失業により著しく減少したとき、それから干ばつ、そのほかに包括的な規定として、特にその方の生活が困窮していると認められた者については、一定の方の区分に該当する方につきましては減免するというものがございまして。これらの減免は、いわゆる町独自で定めている減免制度でございまして、ただこれを一律適用することは当然できません。この条件に当てはまった方、この要件に該当する方については、個別に状況をお伺いさせていただいて、特殊な事情が認められるということになった場合については一定の割合で減免をさせていただいております。その例が昨年の中越沖地震に基づきまして減免をした方が合計で164人、保険料の減免額が257万7,800円の保険料を減免してございます。今後もこの枠組みの中で、条例で定めた内容の中で個々個別の対応が可能というふうに考えているというふうな形で、先ほど町長が答弁したとおりでございます。

以上です。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 時間のほう大丈夫ですか。もしあれだったら言ってもらえればありがたいと思いますが。

保健課長が報告されました。私は、今確かに減免、国、県の基準に沿っていわゆる減免制度、何割かの軽減策というのは3項目ありましたね。そのことを言っているのだらうと思うのです。そのほかに震災の減免制度があると。これもいわゆる国、県の方向に沿って出てきた、これ独自なものではないでしょう。

○議長（中川正弘） 田辺さん、今課長が説明されたことで私たちも理解を十分に深めていますけれども、もう少し整理して、今課長がここで答弁したのは、町独自の減免制度5項目説明されたわけです。町独自の5項目の減免制度を報告されたわけです。

田辺さんは、その減免制度を5項目あるのをどう考えて、何を質問されようとしているか。

○4番（田辺雅巳） 私は、ちゃんと電話して確認しているのです、その課の人から。独自の減免制度はありますかと、震災とかそういうものを抜けて。だから、そこら辺食い違いがちょっとあるんです。

そうすればもう一度聞きます。独自の、ほかの市町村、町村というのは国一律というか、そういうふうな形の軽減策ではなくて、減免制度そのものがあるのかどうか。あるのですね。

○議長（中川正弘） 田辺さん、時間ももう迫っていますので、整理して発言してほしいのですが、今ここで課長の答弁を聞いて議場にいる方は減免制度があるということをみんな理解しています。

それで続いて、あと数分ですので、まとめてください。

○4番（田辺雅巳） それで、もう一つ聞きたいことがあったのですが、町長は前回9月議会の答弁の中で、一番最終的に話しされた件があります。それは、財政の関係もあるのですが、いわゆる利用者増になると介護保険料の受益者負担が上がる。利用者が少なければ受益者負担は上がらないと。利用者増で受益者負担は当然であると町長は話しされました。残念ながら議事録には載っておりませんでした。

それでちょっとお聞きしたいのですが、確かに利用者が増えれば当然介護保険料、これは上がります、確かに。ただ、医療費でもそうなのですが、医療費が当然かかれば保険料は上がります。それをどうやって上げないで済むかということは、町の財政基金があります、これを崩してでも、いわゆる国保基金から言えば国保の基金を取り崩して上げないという方法ができます。もしくはそれでも足りなかったら一般財源からの持ち込みができるわけでありまして。そういう点で、受給者が増えることによって上がるのは確かに上がりますが、それを抑えることができる。それは財源の問題として、いわゆる介護もしくは国保の基金とかそういうものがあります。それでも足りなかったら一般財源からの繰り入れして、それを値上げを抑えることができるわけでありまして。そういうことで、町長はあえて利用することによって負担増がかかるという答弁されているのですが、それは私は誤りであるというふうに思っております。そういう点では、町長、この点については覚えがあるかと思いますが、ちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 私は、議事録に載っていないというのはちょっとおかしいと思うのですが、常に申し上げていることは、あなたの場合国保料をひとつ下げろ、下げろというようなお話をいただいておりますが、そのときに申し上げていることは、要するに年々やっばり高齢者なりあるいはまた例えば新型インフルエンザでもはやったらこれは大変なことですが、そうなったら極端に医療費がかさむわけでございます。そうやってまいりますと、直ちにいわゆる加入者にはね返るということは、なかなかこれはしのびがたいところがあるから、そのために国保運営基金というものを設けながら、いわゆる間接的な調整を国保運営基金でやっているのだということを申し上げました。

現に、申し上げているように、当出雲崎町の状況からいたしますと、国保加入者の問題とかいろいろ面から考えて、当然国保料は相当アップしなければならないが、それを上げないで、いわゆる国保運営基金からそこに充当するということで、単に今運営基金があるからそれを全部はたいて国保料を下げろというのは、これは無謀だと。もし申し上げるように新型インフルエンザになったら、これはもうパンクしてしまいます。そういうものに一たん有事に備えて基金というものはやっ

ぱり必要なのだと。そして、国保料も他に比較してできるだけひとつ類似団体に比較して安いように、上げないように対応しているということを申し上げております。それは常に私はあなたに申し上げているつもりですので、それは私は改めてまた申し上げておきます。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員、会議規則第55条により、発言をお切りします。発言はもう許しません。時間です。

◇ 田 中 元 議 員

○議長（中川正弘） 続けます。次に移ります。

9番、田中元議員。

○9番（田中 元） それでは、私のほうから今まで余りしなかったことなのですけれども、合併の問題について町長のご意見を聞かせていただきます。

合併について、町長は今般の町長選挙でも余りはっきりしたことは申されておられません。特に町長は慎重な態度を取り続けておられます。平成の大合併始まって、県の合併モデルのケースが発表されました。それで、この当議会でも合併論議が始まり、各町村でも始まりました。当町でも合併の真剣な取り組みがなされてきたときの一般質問の中で、町長は合併は避けて通れないと、合併しないことがファーストベストであるけれども、セカンドベストは同規模の町村が合併するとの考え方から合併の話し合いが進められたのは事実だと思います。

それで、旧和島村、与板町、それから出雲崎町、それから三島町と与板町と出雲崎町と和島村、4町でやったのですが、いち早く三島町は離脱されました。長岡市へ行くのだということで離脱されたわけですが、それでとりあえず3町で合併協議をずっとやってまいりました。それで、合併は最終的には不調に終わりました。各町村の考え方の違い、どうしても納得できない問題があると。町村の中には、事情とは言っても、ちょっと納得できないような事情のようなどころもあったように私は記憶はしておりますが、それにしても合併は破談でだめになりました。町長は、そのときに当面単独で進むと明言され、現在に至っていることは事実だと思う。合併が一段落し、3年経過たっています。合併に対する町長の考え方が今でも同じかどうか、その辺からまずお聞きしたいと思えます。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんのご質問にお答えさせていただきますが、皆さんも先月11月6日の新潟日報をご覧になっておると思います。旧村上市が合併しない前の県下35市町村の財政状況は、指数が発表されているわけですが、皆さんもご覧になっていると思います。当町、財政力指数においては劣っておるわけですが、他の実質公債比率9.5%を初め、経常収支比率あるいは起債制限比率あるいはまた将来負担比率、それらを見ますと、あるいはまた基金残高等々を見ますと、県下のトップクラスをいっておるわけですが、まさに健全財政を堅持しておるわけ

でございますので、この辺を皮切りに、先般南波議員さんのご質問にもお答えをしているわけですが、非常に今政治、経済ともに不透明な時代でございますし、流動化が進んでおるあるいはいろいろ地方分権関係についてのいろいろな提言なり、いろいろなことが言われている中でございますが、私はこういうときは将来設計を誤ることなく、常に時代を先取りしながら、足元をしっかりと固めながら、私はやっぱり言葉で自立か単独かというような表現よりも、やっぱり町民各位の目線に立って、やっぱり常に申し上げておるわけですが、町民の最大幸福というものはいか辺にあるのか、求めるものは何なのか、配慮すべきものは何であるのか、その辺を柔軟に対応しながら、町民の是とする、やはり私は町政をしっかりと誤ることなく推進をするというのが私の考えです。そのようにひとつお受けとめいただきたいと思います。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 町長のご意見は、前からそういう話はよく存じ上げているのですが、正直言って7年くらいたちますか、合併論議始まってから。そのときの当初の答弁と今のお気持ちは同じですかということだけとりあえず聞かせてください。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 質問書の中にございますファーストベスト、セカンドベスト、その辺のことはいわゆる3町あるいは4町合併を進める前段階として基本的な私の考え方を7項目にわたって町民の皆様にお知らせをしたときでございます。その後状況は大いに変化しておるわけでございますので、私が今申し上げておりますように、その後の情勢変化がございます。

しかし、私はやっぱり3町合併は不発に終わったわけですが、残念なことではございますが、結論から申し上げますと、皆様方のやっぱりいろいろなお考えが一致したわけですが、当面自立を目指すという道には間違いがなかったという自負を持っております。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 今のお話で気持ちはお変わらないというふうに判断させていただきます。

そこで、財政状況が先ほど町長が申し上げたとおり安定しているという中で、やはり考え方は、表現はおっしゃっていますが、やはり私は矢祭町のように合併をしないというような宣言とかそういうものではなくて、現在の安定している財政の中で、単独ということよりも、やはり自立を目指すべきではないかと。当面の間はということではなくて、できればこのまま合併しなかったことによって町の財政状況がしっかりし、住民がほかの市町村よりも決して見劣りしない恩恵を受けているこの段階の中で、合併はしないで自立でいくべきではないかという考え方を私は持っています。どこの方に聞いても、合併しなくてよかったねという話を聞くということは、やはり町民の皆さんも、中には合併の話の胸に秘めている方はいるかもしれません。だけれども、表へもう出てきません。合併を何でしないのだあるいは大きな市と合併したらいいのではないかというような話が見えてきません。ということは、やはりある程度町の政策がしっかりしていきちんと進んでいるから

なおさらそれが出てこないのだと思います。私は結構なことだと思います。やはり小さな町ほど目が届きます。それは結構なことだと思います。

ですが、今後今町長がおっしゃったように不透明な中、例えば交付税の減額あるいは過疎が一応21年で終わります。終わった段階で有利な資金運用ができなくなります。それにいたしましても、正直言って今財調が13億円以上、これは当然町長はこの年度末では14億円の大台に乗せる努力でやっておられると思いますので、多分私は14億円という数字が出ていると思うのです。それで、実際にその他の特別会計にも基金があり、結果的には20億円近い町で使える金があるわけです。それは、先ほどの前任者の田辺議員の答弁の中で、やみくもに特会の基金は崩すべきでないという考え方がありますが、私はそれわかりますので、そこまでは言いませんが、14億円あったと。仮に交付税、過疎法のお金自体が使いづらくなっても、やはり現状の当初予算の30億円から31億円の当初予算というものは、この基金を上手に運用していけば何年も私はこのままで続けられると思うのですが、そういうことの中で私は10年以上はいけるのではないかというふうに、単なる数字だけで言うのは危険がありますけれども、いいのではないかと。ということになれば、私はこれで自立を明言されて、活気あるまちづくりのために行政を推し進めていっていただきたいと思うのですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 第2点目のご質問でございますが、ちょっと私個人的な考え方を申し上げる前に、ひとつ代表的な皆様方の事実をご紹介しなければならぬし、皆さんもご理解いただいていると思いますが、去る11月26日、全国町村大会があったわけでございますが、そこで道州制の導入によりさらに市町村合併を強力に進めるとするならば、多くの農山村あるいは漁村においては非常に大きなペナルティーが発生をして、住民自治は衰退の一途をたどるであろうと。そのことがまた国の崩壊にもつながるという意味において、この道州制を含めて、強制合併は絶対断固反対だという特別決議がなされました。

しかも、皆さんの冒頭また議長さんから去る11月19日、町村議会議長全国大会が開かれたわけでございますが、そこにおいても町村の実態を無視したさらなる市町村合併につながる道州制を含めて、これは絶対行ってはならないという特別決議がされております。さらにまた、一昨日ですか、麻生総理が地方は疲弊をしておると、これを何としても振興、活力を与えなければならないということの中に、道路特定財源の一般財源化の中における1兆円を地方に交付すると。しかし、これは公共事業、道路だけではないのだと。いわゆるこの1兆円を含めて、非常に柔軟に使える地方交付税を増やすべきだということを明言されているわけでございますので、かつての小泉内閣のような強制的ないわゆる市町村合併なり、経済効率だけを考えた要請というものは、国の方針は出されてまいらないものではないかと。また、我々市町村もあるいはまた議会の皆さんも同じ視線に、基本線に立っておるわけでございますので、私はこういう特別決議がなされているわけでございますし、

またさらにいろいろな情勢の中で、私も事あるごとにこの市町村合併なり道州制というものに対してはひとつ私なりの感覚できちっと意思を表示してございます。そういう意味で、先ほど来から申し上げておりますが、自立だ、単独だという明言をするよりも、この方針、流れというものを私は当面堅持していくべきだということで、田中議員さんと同じような考え方で進めていくべきではないかというように考えております。

いずれにいたしましても、またこれらの進展いかんによっては町民の皆さんにもご理解を求める機会も持っていかねばならぬのではなかろうかというように思っていますので、ご理解いただけるかどうかわかりませんが、私なりにはそういうふうには考えています。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 今町長は、あくまでも表現はしないとおっしゃるようでございますが、正直申し上げまして、私どもは11月の18日の日に議会研修に行つてまいりました、新潟へ。このときも同じような表現を町長が最後の閉会のあいさつでされておるようでございますが、それはそれといたしましても、やはりここへ来て、今町長のそのお話を聞くということは、当面単独とか自立とかということではなくて、合併はしないでいきたいという考え方が基本的にあるというふうには判断させていただきます。

それで、結果的にはそれが町民のためになるという判断の中ですので、私もできればそういうふうをしたい。今言ったように、11月の18日の日にはやはり講演会の中では道州制は絶対認めるべきではないし、講師の単独的な考え方なんでしょうけれども、道州制に対しては東京都が絶対反対をすると、こういう表現までされて講演をされておりました。ということは、あの日本の人口の3分の1を持っている東京都がそういうことを言っているとすると、国も大変な影響はあると思いますが、やはり道州制が入ったときにはやはりそれなりのまた行政の考え方は変わるとは思います、ない以上は、当面というよりも将来にわたってこのままの姿で健全財政を維持し、住民の福祉にあるいは住みやすい町、活気ある町に進めていくという状況のお考えだと思っておりますので、ぜひそうあるべきだと思います。

先ほどの中では3年と言いましたが、町長はことしの2月ですので、私はまだ4年あると思っておりますので、その4年間のうちに今以上のしっかりした行政手腕を発揮していただけて頑張っていたきたいと思いますし、私どもも町長はあくまでもそういう考え方でいるのであれば、そのように私は考え、是は是、非は非として議会で議論を戦わせていきたいと思っております。

よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（中川正弘） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前10時40分)

第 3 号

(1 2 月 1 2 日)

平成20年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成20年12月12日(金曜日)午前9時30分開議

- 第1 議案第81号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第82号 「平成19年新潟県中越沖地震」に係る出雲崎町復興支援基金条例制定について
- 第3 議案第85号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について
- 第4 議案第83号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第84号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 請願第8号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願について
- 第7 議案第86号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について
- 第8 議案第87号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第9 議案第88号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第10 議案第89号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第11 発議第14号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書について
- 第12 発議第15号 道路整備財源の確保等に関する意見書について
- 第13 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（中川正弘） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
よろしくご協力をお願いします。

◎議案第81号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第82号 「平成19年新潟県中越沖地震」に係る出雲崎町復興支援基金
条例制定について

議案第85号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について

○議長（中川正弘） 日程第1、議案第81号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について、
日程第2、議案第82号 「平成19年新潟県中越沖地震」に係る出雲崎町復興支援基金条例制定につ
いて、日程第3、議案第85号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について、以上議案
3件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件は総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過
並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田中政孝議員。

○総務文教常任委員長（田中政孝） 去る12月8日の本会議において総務文教常任委員会に付託され
ました議案3件を審査するため、12月10日午後1時30分より議員控室において、委員全員出席し、
説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員会を
開会いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査の
経過についてご報告いたします。

議案第81号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について及び議案第82号 「平成19年新
潟県中越沖地震」に係る出雲崎町復興支援基金条例制定について、以上議案2件は、慎重審査の結
果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第85号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更については、当町の施設利用数、ま
た町外者の利用数など厚生会館の取り壊し時期について、見附市の施設がどうして今まで入ってい
なかつたかなどの質疑がありましたが、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべき
ものと決定しました。

以上で総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第81号を採決します。

議案第81号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号を採決します。

議案第82号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号を採決します。

議案第85号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- ◎議案第83号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第84号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例制定について
請願第8号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請

願について

○議長（中川正弘） 日程第4、議案第83号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第84号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、請願第8号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願について、以上議案2件、請願1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件、請願1件は社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） 社会産業常任委員長報告いたします。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託された議案2件、請願1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、12月10日午前9時30分、議員控室にて、説明員の出席を求め、委員全員が出席して行いました。

議案第83号については、質疑、意見、反対討論などはなし、表決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第84号については、確認ということで、10リットルを超えるごとに70円に改めるとあるが、10.1リットルから19.9リットルまでは同じ金額で、それを超えると70円ですねという確認がありました。質疑、意見、反対討論などはなし、表決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

請願第8号については、紹介議員から説明を求め、その質疑等の中で、基本的には賛成だが、もう少し細かい資料を出していただきたかった、介護労働者の退職理由について述べられているが、入るときに説明を受けてからされているわけだから、考え方が甘かったのではないかとの意見がありました。表決の結果、賛成全員で採択と決しました。

以上で社会産業常任委員長報告を終わります。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第83号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

次に、議案第84号について討論を行います。

まず、委員長の報告に反対の方の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 議案第84号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対いたします。

理由は、国内は今格差社会が叫ばれて当たり前のようになっている状況のもとで、国は財政危機で高齢者、障害者など福祉を削ってきております。また、さらに消費税増税でさらに国民負担を考えているところであります。国民負担を少なくすることが地方政治の役割ではないでしょうか。そこで、84議案について、全体で5万7,600円の町民負担増がかかります。これは、一般会計から出すべきであり、町民負担を押しつけることは到底私としては反対するものであります。

以上の点から本議案84号について反対いたします。皆さんの賛同をお願いして、反対討論といたします。

○議長（中川正弘） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

7番、宮下議員。

○7番（宮下孝幸） 今反対のご意見もありましたが、私のほうは委員長の報告賛成をさせていただきます。

個別に、これ先ほど委員長お話しになったとおり、19.9リッターまでは70円で済むということであれば、場合によってはこれは安価に上がるということになるわけですので、反対をされる理由がよくわかりません。

私、この案件に関しては賛成をいたします。

○議長（中川正弘） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで議案第84号についての討論を終わります。

次に、請願第8号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第83号を採決します。

議案第83号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第84号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（中川正弘） 起立多数です。

したがって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第8号を採決します。

請願第8号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、請願第8号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第86号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について

議案第87号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第88号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第89号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中川正弘） 日程第7、議案第86号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について、日程第8、議案第87号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第9、議案第88号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第10、議案第89号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案4件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案4件は予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、田中政孝議員。

○予算審査特別委員長（田中政孝） 去る12月8日の本会議において予算審査特別委員会に付託されました議案4件を審査するため、12月9日午前10時55分より本会議場において、委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開会いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査経過について報告いたします。

議案第86号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）については、2款1項5目財産管理費の私有車借上料追加で、借り上げ台数について、2款2項2目賦課徴収費の住民税電算システム改修委託料が当初予算と比較すると余りにも多いのではないかと、7款1項3目観光費のジェロ紅白出場を祝う会物品借上料の内訳、7款1項4目天領の里管理費で夕風の橋復旧工事の火災の原因は、また事故の対策はないか、保険などがあるのか、8款1項1目土木総務費で雨量監視室のデータ情報の共有はできるのか、10款5項2目体育施設費のペレットストーブは地震などの安全性はどうか、11款1項2目農地災害復旧費の町単農地災害復旧事業補助金追加で補助割合などの質疑がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第88号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について及び議案第89号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、以上3議案については慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第86号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第86号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号から議案第89号まで議案3件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第87号から議案第89号まで議案3件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第87号から議案第89号まで議案3件は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第14号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書について

○議長（中川正弘） 日程第11、発議第14号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） ただいま議題となりました発議第14号について、提案理由を説明いたします。

安心して老後を送りたい、これはすべての国民の願いとすることでございます。しかしながら、3年ごとに見直す介護報酬は、2003年4月、2006年4月、過去2回にわたり引き下げ改定がなされました。また、来年の4月には3年ごとの改定時期となりますことをご案内のとおりでございます。相次ぐ介護報酬の引き下げによる施設の経営難、厳しさを増す介護労働の現場と深刻な人手不足は、介護の基盤を根底から揺るがす状況となっております。今後ますます高齢化社会を迎える中において、安心して介護サービスを利用できる介護の社会化の実現のために、介護の現場で汗を流しておられる皆様方の処遇改善や専門性を高め、生き生きと働ける環境の整備など介護保険制度の改善、充実を願い、意見書を提出するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

◎発議第15号 道路整備財源の確保等に関する意見書について

○議長（中川正弘） 日程第12、発議第15号 道路整備財源の確保等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正） ただいま議題となりました発議第15号について、提案理由を説明いたします。

去る5月に閣議決定された道路特定財源等に関する基本方針に基づき、平成21年度から道路特定財源の一般財源化が盛り込まれたことはご案内のとおりであります。

しかしながら、現在地方においては極めて厳しい財政状況の下、道路予算に一般財源や借入金を充当しているなど一般財源化に当たっては、地方財源の充実強化を図らなければなりません。本町の状況を見ても、地形的に中山間地の地形を呈した中で、道路の整備はいまだ不十分であり、公共交通機関などが脆弱なことから、生活や経済活動などすべてを自動車交通に依存し、道路はまさに暮らしを支える生命線となっております。また、これから冬場の時期を迎え、除雪・防雪対策など道路の維持管理、補修費などの強化がますます必要となります。

以上のことから、地方の住民が安全で安心して暮らしていくための道路整備や維持補修等に支障が生じないよう地方の道路予算の確保を求め、意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第15号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、発議第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 発議第15号 道路整備財源の確保等に関する意見書について、反対いたします。

理由は、新潟日報12月4日付に記載されております一般財源化を決断した当時の福田康夫首相は、ガソリン税の使途について、地球温暖化や少子化などの対策に充てたいとしていました。必要な道路を整備しつつ、生活者財源を拡充しようという考えだと日報の記事ではそういうふうに記載されております。毎日新聞でも国、地方ともに一般会計でやれば透明性は高まるとしております。

国内では、今格差社会が叫ばれて当たり前のようになっている状況のもとで、国は高齢者、障害者など福祉を削ってきているわけであります。さらに、消費税増税で国民負担を考えているわけであります。国民負担を少なくするためには、道路整備確保ではなく、一般財源にして、そこから社会保障や道路整備も含めた生活密着型の公共事業に使えるようにすることではないでしょうか。

以上の点から私は、道路整備財源の確保等に関する意見書に反対いたします。皆さんの賛同をお願いして、討論といたします。

○議長（中川正弘） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8番、日山議員。

○8番（日山正雄） ただいま反対意見がありましたが、私は賛成の立場で理由を申し上げます。

私どものような地方においては、移動手段として自動車が最も必要とされておる地域でございます。そんな中で、防災対策や医療、通学の生活面においても、まだまだ道路が重要とされております。また、私ども雪国にとっては、除雪、防災対策等々これからまだまだ強化していかなければならない状況にあるかと思えます。

そんなことを勘案しながら、私は賛成の立場で本案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（中川正弘） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで討論を終わります。

これから発議第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中川正弘） 起立多数です。

したがって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中川正弘） 日程第13、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（中川正弘） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年度第6回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前 9時55分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 中 川 正 弘

署名議員 山 崎 信 義

署名議員 中 野 勝 正